参考資料

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザルの実施について

2020年9月24日 14:00 下記文書変更しました
1.三宅町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領
2.三宅町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書

2020年9月29日 8:40 下記文書変更しました
1.三宅町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務の委託事業者を次のとおり募集します。

業務名

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務

業務目的

三宅町が実施する放課後児童健全育成事業をより充実したサービスとして提供し、公募型プロポーザルにより最新の知識と技術、さらに豊富な経験を持つ民間事業者(学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人)への業務の委託を行うことを目的とする。

業務内容

「三宅町放課後児童健全育成事業委託業務仕様書」に記載のとおり

履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

公募型プロポーザルに係る各種スケジュール

1.公募

令和2年9月23日(水曜日)

2.質問書受付期限

令和2年9月28日(月曜日)

3.質問書回答期限

令和2年10月1日(木曜日)

4.参加表明書提出期限

令和2年10月16日(金曜日)

5.提案書提出期限

令和2年10月23日(金曜日)

6.審査

令和2年10月27日(火曜日)

7.審査結果

令和2年10月30日(金曜日)頃

関連資料

1.三宅町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領.pdf[378.9 KB]

2.三宅町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書.pdf[389.5 KB]

3.様式集.docx[18.9 KB]

4.別紙1　配置図.pdf[478.7 KB]

5.別紙2　配置図(拡大).pdf[489.8 KB]

6.三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例.pdf[207.6 KB]

7.三宅町複合施設の運営企画.pdf[2.6 MB]

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務 公募型プロポーザルの結果

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務に係るプロポーザル審査会の結果を公表します。

業者名	総合計	平均点
株式会社クオリス	516点	86.0点
A社	513点	85.5点
B社	498点	83.0点

集　計　表

No	審査項目	評価項目	[redacted]						[redacted]						[redacted]					
			A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F
1	業務実施方針	・学童保育クラブの役割を認識し、児童の人権に配慮したうえで事業を継続できるか。 ・学童保育クラブの業務に取り組む意欲はある	8	2	8	8	8	6	6	6	6	8	8	6	8	8	6	8	8	8
2	業務実績	・学童保育クラブの業務実績があるか。 ・同種または類似業務（児童福祉施設、社会福祉施設、教育分野、子育て支援事業などの運営	8	6	6	8	8	6	6	8	6	10	10	10	6	8	6	6	8	8
3	業務受託体制	・業務を受託するうえでの体制が整備されているか。 ・業務開始時期までの引継体制や職員の指揮命	8	4	6	8	8	6	4	6	6	8	6	6	8	8	6	8	8	8
4	提案内容の実現性	・学童保育クラブを円滑に運営できるような、学校、家庭及び所管課との連携方法の提案になっているか。	8	6	6	8	8	6	6	6	6	8	8	6	6	6	6	8	8	8
5		・学童保育クラブの活動時間内において、児童が心豊かでのびのびと活動ができるような遊びや学習の体験などの実施方法の提案がなされて	8	6	8	8	8	8	6	6	8	10	8	8	6	6	6	10	10	10
6		・複合施設の運営方針に基づき、複合施設を通じた連携・交流について、具体的で実現可能なものが提案されているか。また、効果的で魅力	8	6	6	6	8	8	6	6	6	8	8	8	6	6	6	8	10	8
7		・障がい児童に対する育成の支援及び対応方法及び対応方法の提案が具体的に示されているか。	8	6	8	10	8	6	6	6	6	10	8	6	4	6	6	8	6	6
8		・保護者や児童の意見・要望を踏まえた放課後児童健全育成事業の付加サービス構想の実現性はあるか。　また、保護者	8	6	8	6	8	4	6	6	6	8	8	6	6	6	6	8	8	8
9	支援員等の雇用及び指導体制	・運営管理者及び必要な支援員が適正に配置されているか。	4	3	3	4	5	4	3	3	3	4	5	4	4	3	3	4	5	5
10		・学童保育クラブを継続的・安定的に運営できるように、職員の勤務態勢を時期に応じて配置できるものになっているか。	4	3	3	4	5	5	3	3	4	4	4	5	4	3	3	3	5	5
11		・人材を適正数確保できる見込みがあり、人材の育成や研修体制が具体的なものであり、実現可能なものであるか。	4	2	4	4	5	3	3	2	4	4	3	3	4	3	4	4	5	5
12	危機管理体制	・熱中症やアレルギーなどの児童の健康管理に関する取組が具体的であり、実現可能なものか。また、次に生かせる対応策も具体的であ	4	3	4	4	4	3	3	3	3	4	3	2	3	3	3	4	4	3
13		・児童の怪我などの事故や不審者の侵入などの防止や安全対策に関する具体的な仕組みが提案されており、実現可能なものであるか。	4	3	3	4	4	3	3	3	3	4	4	4	3	3	3	4	5	4
14		・危機管理マニュアルが整備されており、その内容は防災対策及び災害時の対応と体制が具体的であり、実現可能なものであるか。また、そ	4	3	4	4	5	4	4	3	3	4	5	4	2	3	2	4	4	3
15		・食中毒の防止など、施設の衛生管理及び環境への配慮に対する取り組みが具体的であり、実現可能なものか。	4	3	4	4	3	3	2	3	2	3	5	3	2	3	3	4	4	4
16	提案価格	提案価格は、提案内容に見合う金額に算定されているか（３＋２×（１－（見積額/提案限度額）））	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
各委員毎の合計（120点満点）			95	65	84	93	98	78	70	73	75	100	96	84	75	78	72	94	101	96
総合計（720点満点）			513						498						516					

審査者毎に並べ直したもの

集　計　表（審査員別）

No	審査項目	評価項目	A			B			C			D			E			F			小計		
			○	▲	クオ	○	▲	クオ	○	▲	クオ	○	▲	クオ	○	▲	クオ	○	▲	クオ	○	▲	クオ
1	業務実施方針	・学童保育クラブの役割を認識し、児童の人権に配慮したうえで事業を継続できるか。	8	6	8	2	6	8	8	6	6	8	8	8	8	8	8	6	6	8	40	40	46
2	業務実績	・学童保育クラブの業務実績があるか。 ・同種または類似業務（児童福祉施設、社会福祉施設、	8	6	6	6	8	8	6	6	6	8	10	6	8	10	8	6	10	8	42	50	42
3	業務受託体制	・業務を受託するうえでの体制が整備されているか。 ・業務開始時期までの引継体制や職員の指揮命	8	4	8	4	6	8	6	6	6	8	8	8	8	6	8	6	6	8	40	36	46
4	提案内容の実現性	・学童保育クラブを円滑に運営できるような、学校、家庭及び所管課との連携方法の提案になっているか。	8	6	6	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	6	6	8	42	40	42
5		・学童保育クラブの活動時間内において、児童が心豊かでのびのびと活動ができるような遊びや学習の体験	8	6	6	6	6	6	8	8	6	8	10	10	8	8	10	8	8	10	46	46	48
6		・複合施設の運営方針に基づき、複合施設を通じた連携・交流について、具体的で実現可能なものが提案さ	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	10	8	8	8	42	42	44
7		・障がい児童に対する育成の支援及び対応方法及び対応方法の提案が具体的に示されているか。	8	6	4	6	6	6	8	6	6	10	10	8	8	8	6	6	6	6	46	42	36
8		・保護者や児童の意見・要望を踏まえた放課後児童健全育成事業の付加サービス構想の実現性はあるか。	8	6	6	6	6	6	8	6	6	6	8	8	8	8	8	4	6	8	40	40	42
9	支復員等の雇用及び指導体制	・運営管理者及び必要な支援員が適正に配置されているか。	4	3	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	4	4	5	23	22	24
10		・学童保育クラブを継続的・安定的に運営できるように、職員の勤務態勢を時期に応じて配置できるものになっ	4	3	4	3	3	3	3	4	3	4	4	3	5	4	5	5	5	5	24	23	23
11		・人材を適正数確保できる見込みがあり、人材の育成や研修体制が具体的なものであり、実現可能なもので	4	3	4	2	2	3	4	4	4	4	4	4	5	3	5	3	3	5	22	19	25
12	危機管理体制	・熱中症やアレルギーなどの児童の健康管理に関する取組が具体的であり、実現可能なものか。また、次に	4	3	3	3	3	3	4	3	3	4	4	4	4	3	4	3	2	3	22	18	20
13		・児童の怪我などの事故や不害者の侵入などの防止や安全対策に関する具体的な仕組みが提案されてお	4	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	3	4	4	21	21	22
14		・危機管理マニュアルが整備されており、その内容は防災対策及び災害時の対応と体制が具体的であり、	4	4	2	3	3	3	4	3	2	4	4	4	5	5	4	4	4	3	24	23	18
15		・食中毒の防止など、施設の衛生管理及び環境への配慮に対する取り組みが具体的であり、実現可能なも	4	2	2	3	3	3	4	2	3	4	3	4	3	5	4	3	3	4	21	18	20
16	提案価格	提案価格は、提案内容に見合う金額に算定されているか（3＋2×（1－（見積額/提案限度額）））	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	18	18	18
各委員毎の合計（120点満点）			95	70	75	65	73	78	84	75	72	93	100	94	98	96	101	78	84	96	513	498	516

	A			B			C			D			E			F		
順位　1位　2位　3位	1	3	2	3	2	1	1	2	3	2	1	3	2	3	1	3	2	1

総合計（720点満点）	○社　513	▲社　498	（株）クオリス　516
1位を付けた審査員	A　C	D	B　E　F

審査員の構成(6名)

行政職員 3名	副町長 イノベーション推進部長 健康子ども局局長心得	有識者 3名	元保育園園長 奈良学園大教授 NECQA代表

審査要領より

＝＝審査要領の本文＝＝

（２）企画提案等に関する審査

ア．各項目における評価点の合計点は１２０点とする。

イ．評価項目及び基準並びに配点は、別紙１「採点基準表」のとおりとする。

委託業務名 ： 三宅町放課後児童健全育成事業業務委託

分類	評価項目	評価内容	配点		評点基準	評点	集計欄
事業者評価	業務実施方針	・学童保育クラブの役割を認識し、児童の人権に配慮したうえで事業を継続できるか。 ・学童保育クラブの業務に取り組む意欲はあるか。 ・本業務の事業展開の発展性及び将来性は期待できるか。 ・経営状態は正常かつ良好か。	30	10	きわめて十分　10点 十分　8点 普通　6点 やや不足　4点 不足　2点		点
	業務実績	・学童保育クラブの業務実績があるか。 ・同種または類似業務（児童福祉施設、社会福祉施設、教育分野、子育て支援事業などの運営業務）の実績があるか。		10			
	業務受託体制	・業務を受託するうえでの体制が整備されているか。 ・業務開始時期までの引継体制や職員の指揮命令系統が確立されているか。 ・事業の目的や運営方針に沿った職員を確保・配置し、適切な財務・労務管理ができる体制の整備ができているか。 ・苦情への対応が具体的であり、実現可能なものか。また、次へ生かせる対応策も具体的で次に生かせるものか。 ・適正な個人情報の取り扱いなどがなされ、情報管理が徹底される具体的な管理方法が示されているか。 ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表する方針が示されているか。		10			
提案評価	提案内容の実現性	・学童保育クラブを円滑に運営できるような、学校、家庭及び所管課との連携方法の提案になっているか。	85	10			点
		・学童保育クラブの活動時間内において、児童が心豊かでのびのびと活動ができるような遊びや学習の体験などの実施方法の提案がなされているか。また、効果的・魅力的な内容となっているか。		10			
		・複合施設の運営方針に基づき、複合施設を通じた連携・交流について、具体的で実現可能なものが提案されているか。また、効果的で魅力的なものであるか。		10			
		・障がい児童に対する育成の支援及び対応方法及び対応方法の提案が具体的に示されているか。		10			
		・保護者や児童の意見・要望を踏まえた放課後児童健全育成事業の付加サービス構想の実現性はあるか。 また、保護者だより、保護者会活動など、保護者との関わりについて具体的で実現可能であり、保護者の就労などへの配慮がなされているか。		10			
	支援員などの雇用及び指導体制	・運営管理者及び必要な支援員が適正に配置されているか。		5	きわめて十分　5点 十分　4点 普通　3点 やや不足　2点 不足　1点		
		・学童保育クラブを継続的・安定的に運営できるように、職員の勤務態勢を時期に応じて配置できるものになっているか。		5			
		・人材を適正数確保できる見込みがあり、人材の育成や研修体制が具体的なものであり、実現可能なものであるか。		5			
	危機管理体制	・熱中症やアレルギーなどの児童の健康管理に関する取組が具体的であり、実現可能なものか。また、次に生かせる対応策も具体的であり、実現可能なものか。		5			点
		・児童の怪我などの事故や不審者の侵入などの防止や安全対策に関する具体的な仕組みが提案されており、実現可能なものであるか。		5			
		・危機管理マニュアルが整備されており、その内容は防災対策及び災害時の対応と体制が具体的であり、実現可能なものであるか。また、それに基づいた避難訓練などを行う体制がとれる計画となっているか。		5			
		・食中毒の防止など、施設の衛生管理及び環境への配慮に対する取り組みが具体的であり、実現可能なものか。		5			
提案価格		・提案価格は、提案内容に見合う金額に算定されているか。 〔3+2×{1−(見積額/提案限度額)}〕　小数点以下は四捨五入。	5	5			点
			合計	120			点

審査会の議事録（1）

標　題	放課後児童健全育成業委託業務プロポーザル審査会議事録
日　時	令和2年10月27日（火）　13:00～17:00
場　所	三宅町保健福祉施設あざさ苑　1階　集団指導室
内　容	【提案内容プレゼン】　各30分 ①社会福祉法人　ひまわり ②特定非営利活動法人　ワーカーズコープ ③株式会社　クオリス 【質疑応答】　各15分 ①社会福祉法人　ひまわり 審査員A－ 質問1 コロナの感染者が出て、小学校を閉鎖する場合の開所方法について 回答1 前回の小学校休校の時は、臨時緊急対応ということで、支援員を集めて朝から学童保育を開所した。マスクの着用など衛生管理をきちんとしながら行い、三宅町と協議しながら実施していく。 医療機関に勤めている保護者も20名弱おり、学童保育の必要性は高い。学童保育の中で感染者が出た場合はまた違うが、小学校での感染者ということであれば、サービスの一環で開所しなければならないと思っている。 質問2 コロナによる臨時休校の際の受け入れ対象について 回答2 三宅町在住で、学童に登録していないが、学童が必要ということであれば、協議の上体制が取れるようなら協力しないといけないと思っている。 審査員B－ 質問1 第三者委員会が機能した事例など、苦情対応の具体的な例について 回答1 第三者委員会までいくことはない。 子どもの揉め事など保護者の心配事や不安なことが多い。 話を双方から聞くなど、できるだけ早く解決するようにしている。

	質問2 個人情報の人災など漏洩防止について コドモンの端末の保管方法について 回答2 コドモンに関しては、三宅町で端末を持っており、個人情報の登録などもするため、学童側に個人情報が流れることはない。 入所申請用紙はもらうが、それをどこかに転記することもない。 職員研修の中で個人情報に関することも盛り込まれている。 質問3 コロナ禍での研修について 回答3 毎年実施される県の研修は、開催されれば参加可能なサポーターが参加。 ひまわりの内部研修は、通常通り開催している。 審査員C－ 質問1 災害発生時に備えた避難訓練について 回答1 避難訓練はおおよそ2～3ヶ月に1回実施。長期休暇のときは、朝から子ども達が来る日も多いため、たくさんの児童がいるパターンと、16:30ぐらいのだいたいみんなが学童に来る時間帯のパターンなどに分けて実施。 いろいろな場所に子ども達がいるため、支援体制や避難経路など、さまざまなパターンを想定して実施。 できるだけ全員が避難訓練を受けられるよう、学童保育だよりに必ず参加してもらうよう記載している。 ②特定非営利活動法人　ワーカーズコープ 審査員A－ 質問1 土曜日と長期休業日の職員配置について 回答1 桜井市で学童保育を運営していた経験値に基づき、土曜日と長期休業日では来る人数が違う。長期休業日は平日も含まれているため、必然的に人数が多くなる。 また、今回提案しているものも、あくまでも提案なので、今後の児童や保護者のニーズによっては増加する。

審査会の議事録（２）

審査員B－
質問1
見積書のマネージメント人材の人件費について
回答1
認識のとおり一般管理費に含まれている。

質問2
一般管理費内の12％の根拠について
回答2
事業所の上に事業本部という形のエリアにてマネージメントする部署、さらにその上に統括という形で東京に本部機能がある。
マネージメント人材の人件費は、各事業所でパーセントが決まっており、その数字を合算したものが12％となる。
見積書上で計算するとぴったり12％にならないが、その金額は12％よりも低い金額で提案している。

質問3
大きい組織になるとマネジメントは難しいが、組織の課題について
回答3
基本は地域のニーズに応える組織。財布は東京1本だが運営はそれぞれの地域で実施している。強いて課題を挙げるなら、話し合いの時間がかかること。

審査員C－
質問1
情報公開について
回答1
開示義務があるため、請求があればしているのが現状。頻繁ではない。

質問2
研修について
回答2
内部、プロジェクトメンバー中心のもの、全国のクラブなどと事例検証を共有したりさまざまな研修を実施している。

審査員D－
質問1
中高生サロンの実績について
回答1
中高生の居場所づくりは全国的に進んできている。
自治体からの依頼があったり、学童の卒所生たちが自分たちで作ったりしている。
滋賀県にて、学習支援と合わせて中学生の居場所づくりを既に実施している。

審査員F－
質問1
メンテナンスについて
回答1
室内に関する清掃をメインで想定している。甲賀市でも実績があるが、法人内の清掃部門が、事業所に来て学童保育実施場所を清掃することを想定している。

③株式会社　クオリス
審査員A－
質問1
プログラミングについて
回答1
小学生が使いやすいように、オリジナルのアプリを作成し、使用している。
個々人に購入してもらう想定はしていない。
アプリだけで理解することは困難なので、月1回アプリを作成したエンジニアに指導に来てもらう予定をしている。

審査員B－
質問1
本部管理費の見積もりについて
回答1
本部管理費は、全体に按分している。

質問2
会社について
現状の経営の課題について
回答2
エルサーブは100％子会社になる。
今年度保育所が7カ所になっており、スタッフがかなり増えたので、管理体制の拡

審査会の議事録（３）

充をきっちりすることが課題。

質問3

コロナ禍の研修で工夫している点について

回答3

リモートで実施している。その点は他社よりも整備されている自信がある。

審査員C－

質問1

送迎サービスや給食提供サービスについて

回答1

ご指摘のとおり希望者にのみ。給食サービスは土曜日に実施。複合施設のキッチンを使えることが前提となるが、共働きだとどうしてもお弁当作りは大変なので、提供できればと思っている。

質問2

提案書内では、家庭・保護者と書かれているが、組織では父母会となっている。

父母会にした意図について。

回答2

名称で使っているだけで、特に意図はない。

【結果発表】

採点結果は別紙のとおり。

結果を公表し承認を得た。

後日の資料請求で、この別紙を町は、「不存在」と回答。

監査請求に関する決議　**監査請求**

地方自治法第９８条第２項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

１　監査を求める事項
三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程

２　監査結果の報告期限
令和３年　　月　　日まで（監査委員への請求の２ヶ月後）

（理由）
令和２年１０月２７日、三宅町放課後児童健全育成事業（学童保育）の委託業者選定がプロポーザル方式で行われ、審査委員会の審査により株式会社クオリスが選ばれた。
町民が行った情報開示請求により、採点の集計表が三宅町より開示された。

１位	株式会社クオリス	５１６点
２位		５１３点
３位		４９８点

１．開示された採点の集計表では、以下の採点が見られた。
審査委員Ｂ氏の採点のうち、他の審査委員の採点と極端な開きのある採点があった。
「１　業務実施方針」（人権）
２位の事業者の点数が１０点満点の２点
（他の審査委員の採点は４名が８点、１名が６点）
「２　業務受託体制」
２位の事業者の点数が１０点満点の４点
（他の審査委員の採点は３名が８点、２名が６点）
２．採点の結果は僅差であり、三宅町職員が行った採点の集計は正確さをより求められる。集計作業において、各審査委員の採点表の手書き文字の読み取りに間違いがなかったか、それを職員が集計表に正しく転記できているか精査をする必要がある。
しかし、情報公開請求を行った町民に対して三宅町担当者は「ひとりひとりの採点表は、集計表に転記したあと廃棄した」と答えており、集計表に間違いがないか直ちに確認することができなくなっている。
これはプロポーザル方式による委託業者選定の公正さを証明する根拠となる公文書を廃棄してしまった行為である。
３．公正さを証明できない事態になっているので、議会として、以下の２点について監査請求を行う。

第１点　この集計表は、個々の審査委員の採点結果を正しく反映しているのかどうか。
証拠書類である個々の採点表が廃棄されてしまっている以上、審査委員による採点、その集計、審査結果の発表の全過程を精査することでしか真偽を確かめられない。
審査委員は、どこで採点表に記入し、誰に提出したのか。
集計表は、誰がどこでどのように作成したのか。
集計の作業は、審査委員の面前で行うなど、不正の余地のない方法で行われたのか。
審査委員は、集計表に記載された点数が各審査委員が採点した結果と一致していることを確認したか。
審査結果は審査委員に対して、どのような場で、どういう方法で発表されたのか。

第２点　採点表はどのような過程を経て廃棄されたのか。
採点表の廃棄は誰が発案し、誰が許可したのか。
誰が、どこで、どのようにして廃棄したのか。
関わった職員に、採点表が重要な公文書であるとの自覚はなかったのか。
三宅町において公文書管理はいかなる規定に基づいて行っており、正しく運用されているのか。

【添付資料】
町民の情報開示請求により開示された「集計表」
三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例（平成30年4月1日　条例第11号）
【参考資料】
「集計表」を、審査員別に並べ替えたもの

監査報告（1/2）

三宅町議会の請求に基づく監査結果報告書

第１　監査の種類

地方自治法第 98 条第 2 項の規定による三宅町議会の請求に基づく監査

第２　監査の対象

（１）三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について

（２）公文書等の管理について

第３　監査の期間

令和 3 年 3 月 12 日から令和 3 年 4 月 30 日まで

第４　監査の方法

監査の方法は、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、健康子ども局健康子ども課及び総務部総務課から監査に必要な関係書類の提出を求め、健康子ども局健康子ども課職員及び総務部総務課職員に対し聞き取り調査を行い、関係書類の内容確認及び照合等による監査を行った。

第５　監査の着眼点

（１）三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について

本業務に係る委託業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行われており、審査委員会の審査を適正に実施されたかを主眼とした。

また、監査の対象とする年度については、令和２年度とした。

（２）公文書等の管理について

監査請求に関する決議の理由として、各審査委員の採点表は公文書との主張がされているので、三宅町において公文書管理はいかなる規定に基づいて行われているかを主眼とした。

第６　監査の結果

１　事実の確認

令和 3 年 3 月 12 日付け三監第 19 号で三宅町長に対し、監査の実施を通知し、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 26 日に健康子ども局健康子ども課職員及び総務部総務課職員に対し聞き取り調査を行い、監査に必要な関係書類の提出を求めた。

２　監査の意見

（１）三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程について

審査会議事録及び担当課職員への聞き取り調査を行ったところ、当日の審査会場での参加者は審査委員６名と健康子ども課長及び担当職員１名で行われ、まず提案者のヒアリングが提案書に基づき１者４５分（説明３０分、質疑応答１５分）それぞれ３者行われた。ヒアリング終了後、審査委員による意見交換をされ、各審査委員が個別の採点表により採点をし、採点終了の審査委員から健康子ども課職員２名で回収を行い、会場に持ち込んでいるパソコンにおいて集計表に転記し、転記の間違いの有無を確認したのち集計表を健康子ども課のプリンターで印刷を行った。担当職員による集計作業中、審査委員は審査会場の自席で待機しておられ、完成した集計表と各審査委員採点表を委員長に渡し委員長が再度、転記の間違いの有無を確認し委員長が集計結果（各提案者の平均点及び合計点）と最優秀提案者の発表を行い、各審査委員にそれに対する異議の有無を確認し、異議等なかったことにより最優秀提案者の決定をされ審査会は閉会された。

審査会閉会後の当日に、担当職員により審査委員３名の採点に、評価項目の評点が１０点満点中５段階で評点を記入すべきところ、１０段階での評点を記入されていたことが判明した。健康子ども局長心得、健康子ども課長が審査委員長であった副町長と協議の結果、審査会選定結果の公表を１０月３０日に控えており、審査会を再度行うことは困難であるとの判断により、１０段階での評点を記入した３名の審査委員に、１０段階での評点を記入した評価項目だけの採点修正を個別に依頼された。審査委員１名は直接修正を行い、残り２名の内１名は、採点表を写真で撮影しメールにてやり取りが行われた。またもう一人の審査委員１名は遠方におられるとのことで、電話にてやり取りが行われ３名の採点表の修正が完了し、１０月２８日に再度集計表が作成され、その結果を内部審査委員３名には個別で伝え、外部審査委員３名には電話にて伝えられた。１０月２９日付けで集計の修正を反映した決定通知を審査委員長名にて郵送もしくは直接渡された。その後、各審査委員より異議申し立てがなかったことにより、再度集計された結果の最高点提案者を最優秀提案者と決定し、１０月３０日に公表された。

以上のことから、当日の審査会開会から閉会までの状況においては、個々の審査委員の採点結果を正しく反映していると認められるが、その後修正が審査委員会を再開されることなく町当局よって行われたと判断した。そ

監査報告（2/2）

こで。担当課の説明が真実であるのかを確かめる必要があるとの判断により採点を修正された審査委員３名の聞き取り調査を行うこととした。なお、修正が行われていない３名の審査委員については採点結果を正しく反映していると認められるので聞き取り調査は行わなかった。

令和３年４月５日（月）各審査委員の集計表の採点や当時の状況の確認を行った。各委員共、半年前の記憶でしかないので各項目の細部の点数は不明な部分も散見されたが「事業者評価計」「提案評価計」「総合計」「総合計による順位」等も含め勘案した結果、ご自分の採点と全員が認められた。

その結果、今回最優秀提案者を決せられた集計表は各審査委員の採点が正しく反映されていると認められる。

また、今回最優秀提案者を決する過程は問題点も多々あったが各審査委員で問題点を共有し審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であったと考える。

今回の事例の抑制のためにも、プロポーザル方式実施ガイドラインやマニュアル等を早急に作成し、職員の共通認識を図る必要があると思われる。

（２）公文書等の管理について

総務課に三宅町の公文書の管理について確認したところ、三宅町文書規程及び文書編纂保存規程において管理されているが、三宅町文書規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく公文書と判断する基準の定めもみあたらない。

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例第９条により委員会の庶務は、発注を行う課が処理すると規定されているため担当課長に事情を聴取したところ「担当課の判断」で、前回（学童保育プロポーザル案件の委員会においても）同様公文書との認識のないまま破棄したとのことであった。

世間において公文書等の廃棄に係る事件が問題視されている状況から、公文書等の管理ガイドラインを早急に作成し、職員の共通認識を図る必要があると思われる。

最後に、

町議会においては、地方自治法第 98 条第２項により議会が監査請求をすることに何ら問題もないことは言うまでもないが、三宅町住民が情報開示請求された案件を議会が何故肩代わりして議会監査請求されたのか疑問に感じる。

また今後、プロポーザル審査結果に関して情報開示請求がされ、それを今回を前例として議会に持ち込まれた場合はどのような対処をされるのか。三宅町議会として検査権を駆使して十分検査されたのか。公文書の取り扱いについても、委員会や本会議でこの件を例にして町当局を追求や提案するのが先にあるべきではなかったのか。等の疑問や懸念を感じる。

共に手を携え住民の幸福を追求するべき双方が今回の案件について意見を異にし、議論を尽くしたものの妥協に至らず、止むを得ず監査を請求されるのであれば理解ができるが、今回の監査活動内でもそのような形跡は感じられなかった。

町行政においては、町議会より提出された監査請求を契機として、今後の契約事務に際しては、公平性、透明性、客観性を保ち、議会・三宅町住民・応募された事業者等の関係者に疑念を持たれないように、制度の理解を深め緊張感が欠如することのないよう意見する。

（（松本　コメント））

審査の過程として、

・審査委員は他の審査者の評価内容を含めて、確認する機会があったのかどうか？

⇒「委員長が転記の有無を確認」とある。

※委員同士が互いに評点を確認し合うような機会は無い、ということ

・採点表廃棄は具体的にどのようになされたのか？

⇒記載なし。

※保存文書の確認は、定常業務としていつ、どのようになされているのか？

審査の採点誤りの報告

〒[redacted]

[redacted] 様

三健子第１３６２号
令和２年１０月２８日

審査会委員長 [redacted]

三宅町放課後児童健全育成事業業務委託にかかる

プレゼンテーション審査の採点誤りについて

仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、先般開催しましたプレゼンテーション審査における審査採点表において、半数の審査員による審査採点にて、評点基準と異なる評点がございました。
そのため、再度採点をし、集計したところ、第一優先交渉者と第二優先交渉者に変更が生じましたので、ご報告いたします。

審査順	事業者名	総合計	平均点	結果
１者目	[redacted]	５１３点	８５．５点	第二優先交渉者
２者目	[redacted]	４９８点	８３点	
３者目	[redacted]	５１６点	８６点	第一優先交渉者

問い合わせ先
三宅町健康子ども局健康子ども課
０７４５－４３－３５８０（課直通）

この結果報告に対して、
「その後、各審査委員より異議申し立てが無かったことにより、再度集計された結果の最高点提案者を最優秀提案者と決定し。。。」
と、監査報告では示されている。

６月一般質問（１／９）

◇松 本 健 君
〇議長（辰巳光則君） 続きまして、４番議員、松本 健君の一般質問を許します。
松本 健君。
〇４番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思います。
放課後児童健全育成事業に関するプロポーザル審査会の監査報告を受けて、さきの３月議会で議会より行った監査請求の結果を受けて、以下、一般質問を行います。
今回、監査を行っていただいたことにより初めて、プロポーザル審査会で一旦最優秀提案者を決定し、審査会を閉会した後に、一部採点基準に反するところがあったとのことで、３名の審査委員に対して個別に電話等で採点の修正を依頼し、採点表を再集計するという行為があったことが明らかになりました。
事態を明確に捉えるために、順に質問します。
１、審査日当日は10月27日でよろしかったでしょうか。当日は何時に閉会されましたか。
２、採点基準に反する部分が判明したのは当日とありますが、当日の何時でしょうか。
３、健康子ども局と副町長の協議により、委員に修正依頼をすることを決定したのは、当日でしょうか、翌日でしょうか。
４、実際に委員に修正依頼をし、修正が完了したのは10月28日とありますが、何時に修正が完了しましたか。
５、10月28日に完了した修正により、最優秀提案者に変わりはありましたか。
６、10月27日時点の提案者それぞれの得点は、10月28日の修正でそれぞれどのように変化したのでしょうか。
７、10月28日に修正を依頼された箇所は、３名の審査委員それぞれに何か所あり、どのように修正されたのでしょうか。もし、最優秀提案者が27日と28日で変わっていたのであれば、その時点で審査委員全員に対してどういう事態があり、急遽どのような対処をして、その結果、どこがどう変わって結果が変わったということを説明した上で、委員会を再度開催して、協議の上で結果を導き出すべきであり、公表を30日に控えておりといったレベルのものではないと考えますが、いかがでしょうか。

６月一般質問（２／９）

また、審査会の議事録には、結果発表として採点結果は別紙のとおりと記されています。
この別紙は、当然27日時点の集計結果でなければいけないものですが、別紙を示していただけますか。
続いて、今回、審査会閉会後に個別の採点依頼を行わねばならなかった採点基準に反するところの内容について確認させてください。
評価項目の評点が10点満点中５段階で評点を記入すべきところ、10段階での評点が記入されていたというのは、次のようなことと理解してよいでしょうか。
審査項目は16項目あり、そのうち半分が10点満点の項目となっています。その中で、例えば審査項目の１番目に業務実行方針という10点満点の項目があります。この部分に対して、10点満点だけれども、ゼロから10点の採点をするのではなく、２、４、６、８、10のいずれかの点だけをつけてください。５点とか７点はつけないでくださいというルールが設定されていたということと聞き及んでいます。
この理解が正しいようだと、このルールに一旦集計が終了したものを個別に採点の修正依頼までして再集計しなければならないような重大な問題があるのでしょうか。これがもし審査委員が５点満点のところに10点をつけていたとか、10点満点のところを勘違いして最高点を５としていたといったものであるのならば話は別ですが、審査委員はそれぞれの持ち点の範囲内で採点していて、ただ細かさだけがルールと異なっていたということですよね。
一方で、３名の修正を依頼された審査委員の方々は、27日時点の採点集計結果を知っていて、例えば１位のものと２位のものの点差は何点と分かっているわけなので、それを知った上で一部の採点をやり直すことになってしまったわけですよね。こっちのほうが大変まずい事態だと思いますが、いかがでしょうか。
３名の審査委員の方への修正依頼の内容について確認させてください。
仮に７点とつけた人には、それを６点か８点、すなわち上下に１だけ動かしてくださいと修正依頼したのでしょうか。そうではなく、自由に点数を動かしいよいとしたのでしょうか。
また、実際の修正は上下１に限定されていたのでしょうか。大きく数字が変わったものがあったのでしょうか。

６月一般質問（３／９）

最後に、今回、一旦審査会が閉じられた後に個別の修正依頼があり、再集計を行い、最優秀提案者を決めたという行為があったことが、監査により初めて明らかになりました。議会では、12月の福祉文教委員会の席上で、事業進捗に関する質問として、また、その前にも個別に窓口でもこのプロポーザル審査会の状況についてはかなり突っ込んでお聞きしたつもりでしたが、その場では一切このような行為の説明はいただくことができませんでした。
議会は住民の代表として行政を監視する立場にあるのはご存じのとおりかと思いますが、この時点で報告がなかったことはいささか不親切な対応ではなかったでしょうか。監査しないと出てこないということが残念でなりません。このことについて見解をお聞かせください。
続きまして、学童保育の現状について。
学童保育は、現在進行形で事業が開始されています。現状混乱なく進展しておりますでしょうか。人員配置、メンバー構成、事業活動については委託先からの当初提案どおりで、また、当局の期待に見合うものになっているでしょうか。児童、児童の保護者の方々の受け止めはいかに。また、その声を当局はどのように受け止められているのでしょうか。
新型コロナは変異株等新たな広まりを見せていますが、児童の密集に対してコロナ対策は十分に取られているのでしょうか。
以上、質問を終わります。

６月一般質問（４／９）

○議長（辰巳光則君） 町長。
○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。
まず、議会より行われた監査請求の結果について、町としての見解を述べさせていただきたいと思います。
令和２年10月27日に行いました放課後児童健全育成事業に関するプロポーザル審査会について議会より監査請求が出されたことによって、令和３年３月12日に監査委員様からの通知を受け、４月30日まで監査を受けたところでございます。４月30日に議会に提出いただいた監査結果報告書については、既に町民の皆様にも公表しております。
私どもが受けました監査は、議会が監査請求されたものであり、いわば町民の皆様の負託を受けての監査であると重く受け止め、誠実に監査に応じさせていただきました。その際、あらゆる側面からの詳細にわたる質問や書類の精査、さらには審査委員への直接の聞取りも行われました。その結果として、審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であったとの結論を頂戴しております。
議会が付託された監査の結果報告を頂戴した後に、再度議会において同じような詳細な質問にお答えすることが監査委員様に対し失礼にならないか、大変悩みました。
今回のご質問には、監査の折に誠心誠意お答えをしております。町民の皆様にもその監査結果報告を公表させていただいております。私といたしましては、監査を受けることになったこと自体を遺憾に思っており、町民の皆様の信頼を損ねかねない事態だと重く受け止めております。この場をお借りして町民の皆様に深くおわび申し上げます。
今、私どもがするべきことは、監査で指摘されたからではなく、自らも問題点を総括し、二度とこのようなことのないよう心を引き締め、改善すべきところは改善し、町民の皆様の信頼を得られる町行政を進めてまいることだと考えております。
ここで監査委員様からも厳しく指摘を受けておりますが、今回、疑惑を招くことになった不適切な事務処理上の問題について、自らを律する意味でも、この場で明らかにすることで、次につなげていきたいと考えております。
まず、審査委員様のうち３名の方に採点の修正をお願いする事態を招いたことについては、そもそも採点方法の説明が不十分であったことは明らかであります。一通りのご説明をさせていただきましたが、結果として３名の方が修正の必要な評価点での採点となった以上、説明不足と言わざるを得ないと思います。

６月一般質問（５／９）

これは、審査会の厳粛性と公平性がどれだけ重要かの認識が不足していると言われても仕方のないことだと考えております。
この認識の甘さが、個票から集計表に転記する際に事務方での気づきがなかったこと、事務局において複数チェックしているにもかかわらず間違いを見過ごしてしまったことにつながっており、課全体の問題だと考えております。
最も疑念を抱かせる結果となったのは、評価点の修正を３名の方に個別にお願いしたことだと考えます。幾ら再度の審査会日程が日程的に難しかったとはいえ、また諸事情があったにせよ、これは審査会自体を否定するもので、まさにブラックボックスでの修正と言われても仕方のないところだと思います。
したがって、監査委員の方も、この部分については審査会が成立するかどうかの要の部分として、修正を求められた審査委員様と直接お会いになられての入念な聞き取りをされたと伺っております。
事務局側と審査員様双方の言い分を照らし合わせ、入念に調査をされた結果、冒頭に申し上げました審査委員会の責任と権限において下されて過程は妥当であったという監査結果報告につながったものと理解しております。
しかし、この個別対応による修正は、結果として不正は認められず、審査は妥当であっても、疑念を持たれる行為であり、適正な事務手続とは言い難いこと、修正後、再度審査会を開かずに個別対応で済ませていることも同様、ここは大いに反省すべき点であります。
今後、このようなことのないよう厳しく正していきたいと考えております。

６月一般質問（６／９）

いずれにしても、基本的に業者選定の行為は、プロポーザルであろうが入札方式であろうが、町民の皆様の貴重な財産を町民の皆様のために最も有効な方法で活用するものでございます。その選定過程で外の力が入り込む余地を残すような方法はもちろんのこと、今回のように疑念を抱かれるような審査会であってもならないと考えます。
また、転記前の個票や修正前の集計表を破棄してしまったことも、より疑念を抱かせる結果となってしまいました。最終結果である集計表のみを残し、作成過程の記録である個票や修正前の集計表は公文書に当たらないと判断し、廃棄してしまったものです。このため、事務執行のプロセスや確実性を証明できず、説明責任が果たせないという結果を招いてしまいました。監査報告書では、「三宅町の文書管理は三宅町文書規程及び文書編纂保存規程において管理されているが、三宅町文書管理規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく、公文書と判断する基準も見当たらない」との意見をいただいておりましたが、必要な文書が適切に作成、保存されていなければ、行政の諸活動、現在及び将来の町民に説明する責務が全うできなくなるものと認識しております。
このことについても重く受け止め、今後、事務執行のプロセスにおいて発生した文書が公文書かそうでないのかの線引きも明確にし、文書管理規程の見直しやガイドラインを作成し、さらに、文書管理や公文書の意義についての研修等を実施して職員の意識改革に取り組み、文書の適切な管理に努めてまいります。
今回の監査結果報告では、改めて役場の組織全体に公務員としての自覚と意識を高める必要性を指摘されたものと受け止め、職員一同襟を正して、今後、町の行政を進めてまいりたいと思っております。
議員各位におかれましては、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

＜＜学童保育の現状部分　省略＞＞

６月一般質問（７／９）

○議長（辰巳光則君） 松本議員、再質問。
○４番（松本 健君） 再質問させていただきます。

＜＜学童保育の現状部分　省略＞＞

１件目の回答、非常に残念です。もう非常に残念です。質問していることには答えていただいていないと思っています。質問していることに答えない理由というのが、監査委員様に対し失礼にならないか大変悩みましたと。監査で全部しゃべったから、私たちにはしゃべることはありませんと。
しかし、その後ですごくいいことをおっしゃっています。今、私どものすべきことは、監査で指摘されたからではなく、自らも問題点を総括し、二度とこのようなことのないよう点々々と、自らも問題点を総括していただきたいと思います。自ら問題点を総括する際に、今の、住民さんにはどれだけの内容が伝わっているのか、あの監査報告を見ればお分かりだと思います。だから、わざわざこういう貴重な時間を取って具体的な内容を質問しているのであって、同じことを二度聞くなというような態度では非常に困ります。
かいつまんで、究極のところというか、ぜひ確認しておきたいところを確認したいんですけれども、時間もないので。
今回の初日から２日目にかけ、２日目かどうか分からないですけれども、やり直しにかけて、１位のものは、最優秀者は変わったのですか、変わっていないのですか。それは、監査報告には明確に書かれていないので、ここで確認したいと思います。お答え願います。
○議長（辰巳光則君） 植村局長。
○健康子ども局長（植村恵美君） 最優秀提案者につきましては、修正結果を反映し、各提案者ごとに再度合計点を再計算したところ、プロポーザルの最高点の提案者のほうは変わりました。このプロポーザルの実施要領では、全委員の採点の合計で最高得点のものを最優秀提案者と規定しておりましたので、この経緯、結果を審査員の皆様にお伝えし、最優秀提案者の変更についても承認いただいております。

６月一般質問（８／９）

○議長（辰巳光則君） 松本議員。
○４番（松本 健君） ありがとうございます。
初日の結果から２日目の結果が変わったと。初日の結果というのは、資料が全く、何点から何点に変わったのかという質問をさせていただきたいと思います。１位、２位に対して何点対何点だったのが何点対何点に変わったのですか。
○議長（辰巳光則君） 植村局長。
○健康子ども局長（植村恵美君） 審査会終了後の集計のほうにつきましては、先ほど説明、町長の答弁のほうにありましたとおり、手元に残っていないということがありますので、詳細なことはお答えできないです。
○議長（辰巳光則君） 松本議員。
○４番（松本 健君） この審査会の委員長は、副町長がやられていると思いますけれども、副町長はこの変わったという状況をその集計の場でご存じだったということですね。
○議長（辰巳光則君） 副町長。
○副町長（金井壮夫君） 変わったというのは、２日目に変わったということですが、報告を受けたのは、修正をする必要があり、修正を、先ほど局長から申し上げたように、しまして、採点の結果が変わって、その合計が変わった結果により、最終提案者が変わったということは把握しております。
○議長（辰巳光則君） 松本議員。
○４番（松本 健君） 初日の集計は、副町長が全てを確認されて、点数何対何、何対何で、結果的にＡ社かＢ社か何かに決まりましたということを確認されたというふうに伺っております。その変更後の結果に対しても報告を受けていると伺っております。
記録はないにせよ、記憶はございませんか。何点差が何点差でどう入れ替わったのか。
○議長（辰巳光則君） 副町長。
○副町長（金井壮夫君） 誠に申し訳ないんですが、ちょっと書類等が事務局のほうの先ほどの説明ありましたように、ございませんので、ちょっとそこは記憶といってもちょっと明らかにはちょっと分からないというのが現状でございます。
○議長（辰巳光則君） あと３分ぐらい。
松本議員。
○４番（松本 健君） この事件について、町長は、１回目の結果と２回目の結果が変わっているということは、どの段階で承知されたんでしょうか。

６月一般質問（９／９）

これは、これからどういう体制で行政をやっていくか、改めていくに際して非常に大切なところだと思っています。そういう意味で、回答お願いします。
○議長（辰巳光則君） 町長。
○町長（森田浩司君） 最終、審査会としてこういうことで決まりましたと報告を受けました。
○議長（辰巳光則君） 松本議員。
○４番（松本 健君） ということは、初日から２日目で何かそういうごたごたがあったということは、全部流されていてというか、その後で報告を受けたということですね。
○議長（辰巳光則君） 副町長。
○副町長（金井壮夫君） 先ほどの質問にもあったとおりでございますが、初日の閉会時間が17時を回って、集計の確認作業が終わってということですので、初日についてはもう相当遅い時間になっておりました。
それから、町長に関しましては、審査会で第１提案者が決まりましたという報告を受けて、この方向で契約者としたいというような決裁を回って、それで知るということになります。
○議長（辰巳光則君） もう最後ぐらいで。
松本議員。
○４番（松本 健君） 今の、ちょっと発言でよく分からなかったんですけれども、１回目と２回目、初日の結果と次の日の結果が変わっているということは、副町長は変わっている段階で認識されていたということですよね。委員長ですからね。それだけ。
○議長（辰巳光則君） 副町長。
○副町長（金井壮夫君） はい。初日の結果、それから２日目の結果、そして最終結果として、先ほど申し上げたように、決裁のほうを、町長のほうにさせてもらったということで、当然、知っております。
○議長（辰巳光則君） 最後で。
○４番（松本 健君） 副町長まではご存じて、町長は細かいところはご存じないかもしれないというふうに理解しました。１つ、公式の場で真実を確認できたから、この質問はよかったと思っております。
以上です。
○議長（辰巳光則君） これで松本健君の一般質問を終わります。